

プロジェクト評価の考え方、プロジェクト評価委員会の役割と プロジェクト評価の進め方

2021年9月6日 制定

2023年6月23日 改訂

国立天文台

はじめに

大学共同利用機関である国立天文台は、研究者コミュニティによって運営され、国内外の研究者に研究の場を提供し、先端的な共同研究を行う中核的研究拠点であり、共同利用・共同研究を通じて天文学コミュニティ全体の発展に貢献することを基本的役割（ミッション）のひとつとする。したがって、国立天文台の各プロジェクトは、共同利用・共同研究を通じて国際的研究競争力の高いサイエンスを生み出しているか、若しくは、開発フェーズにあるものについては優れたサイエンスを生み出す高い可能性を持つか、大学等の研究力アップや若手研究者の人材養成へ貢献しているかについて、適切に検証される必要がある。

そこで、コミュニティの視点を含む多様な軸でプロジェクトの活動状況を評価するために、コミュニティからの推薦を考慮し、国立天文台外から選ばれた委員が過半数を占めるプロジェクト評価委員会を運営会議の下に設置する。同委員会は、プロジェクト評価の観点や外部評価委員をはじめとする評価に関する重要事項を決定し、それに基づき外部評価委員会が評価を行い、評価報告書を作成する。プロジェクト評価委員会は、外部評価委員会が作成した評価報告書の内容について審議し、その結果に基づく提言をまとめた「意見書」を添えて、台長へ答申する。台長は評価報告書と意見書に基づき、重要事項については運営会議に諮問し、その議論に基づき国立天文台全体としての視点から各プロジェクトの運営を指導する。

1. プロジェクト評価の目的

プロジェクト評価は、各プロジェクトの目標達成に向けた活動として国立天文台が実施する PDCA サイクルの中の C(Check) に相当し、その結果は、各プロジェクトの A(Action) および P(Plan) に活用される。

なお、評価報告書および意見書は公開され、国立天文台が、「国立天文台と国立天文台が実施するプロジェクト全体のサイエンス成果の最大化」を有限な人的・資金的資源の制約の中で実現するためにも活用される。

2. プロジェクト評価の考え方

上記のプロジェクト評価の目的を達成するために、運用フェーズにあるプロジェクトのプロジェクト評価は、一定期間（3年程度）毎に国立天文台の外部評価として実施する。ここで外部評価とは、プロジェクトの評価の実施主体が選任した外部の専門家による評価であると定義される¹。

この外部評価が適切に実施されるように、国立天文台は、実施方法・外部評価委員の選定等の外部評価の重要事項を、プロジェクト評価委員会に諮問し、その答申をもとに決定する。

センターと科学研究部はプロジェクトではないが、プロジェクトに準ずる形で評価を実施する。連携事業等の、時限付きで実施する共同利用や施設運用事業も、同様にプロジェクトに準ずる形で評価を実施することができる。

開発フェーズにあるプロジェクトについては、技術評価はプロジェクトの lifecycle レビューとして、プロジェクト室等もしくはプロジェクトの実施組織（国立天文台）が自己評価および外部評価として実施する。開発フェーズにあるプロジェクトの科学評価は、科学諮問委員会に評価の重要事項を諮問して実施する。

3. プロジェクト評価委員会の役割

プロジェクト評価委員会は、国立天文台長の諮問により、評価の重要事項について、できる限り偏りのない外部評価が行われることを目標に、議論し、答申する。評価の重要事項には、大学共同利用機関の理念に基づいたプロジェクトに共通の評価の観点を含めるようにするなど、プロジェクトを超えた視点からも評価できるようにする。

なお、「国立天文台と国立天文台が実施するプロジェクト全体のサイエンス成果の最大化」に関する重要事項は、各プロジェクトに対する外部評価委員会からの評価報告書およびプロジェクト評価委員会からの意見書をもとに、運営会議あるいはその下に設置される委員会等において議論を行う。

規則では、プロジェクト評価委員会は、以下の2つの事項について、台長の諮問について答申、あるいは台長に意見を具申する、とされている。

一 国立天文台（以下「天文台」という。）のプロジェクト室、センター及び科学

¹ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針，平成 28 年 12 月 21 日，内閣総理大臣決定」で、外部評価は「評価の実施主体（研究開発の推進主体）が選任した外部の専門家による評価」と定義される。外部評価の他に、自己評価〔評価の実施主体が自ら行う評価〕と第三者評価〔第三者評価機関が自ら、もしくは第三者機関が選任した外部の専門家による評価〕がある。（本文書末尾の参考も参照）

研究部（以下「プロジェクト室等」という。）の評価に関する事項

二 その他必要な事項

4. プロジェクト評価委員会の構成

プロジェクト評価委員会は、国立天文台組織運営規則第13条第1項により、運営会議の下に置かれ、国立天文台プロジェクト評価委員会規則（国天規則第30号、以下「規則」という）に従い、13人以内の国立天文台内外からの委員で構成する。規則では、プロジェクト評価委員会委員の過半数は外部委員（国立天文台外の委員）とされている。

プロジェクト評価委員会委員長は、規則では台長が指名するとされている。規則で委員長が指名すると定められている副委員長については、外部委員から、委員長が指名することとする。

5. プロジェクト室等の評価に関するプロジェクト評価委員会への諮問事項と外部評価委員会

(1) プロジェクト評価委員会

プロジェクト評価委員会への諮問は、3節に従って、運用フェーズにあるプロジェクト、センターおよび科学研究部の外部評価に関する事項である。

具体的には、国立天文台長は、評価対象となるプロジェクト／センター／科学研究部毎に、以下の項目をプロジェクト評価委員会に諮問し、妥当性を評価してもらう。

なお、外部評価委員会の委員および主査の人選に関して、プロジェクトが原案を作成し、プロジェクト評価委員会も委員の追加や別の主査を推薦できる。

・台長から諮問

(ア) プロジェクト／センター／科学研究部それぞれの外部評価の実施時期

(イ) 外部評価の対象範囲

(ウ) 外部評価の対象期間

・原案は各プロジェクトが作成し、台長から諮問し、プロジェクト評価委員会で決定

(エ) 外部評価の項目

(オ) 外部評価の観点、評価基準

(カ) 外部評価委員会の委員の人数と人選

(キ) 外部評価コーディネータ（世話人）の人選

- ・プロジェクト評価委員会で決定した評価の重要事項に基づき、外部評価コーディネータの支援のもと、外部評価委員会がプロジェクトと調整の上、決定

(ク) 外部評価の計画案（評価計画書）

(2)外部評価委員会

外部評価委員会はプロジェクト評価委員会の下に置かれ、プロジェクト等の評価を、評価の観点に従って、各委員の見識により行う。具体的には、

- ① プロジェクト等が提案して台長が確認し、プロジェクト評価委員会が決定した評価の観点
- ② プロジェクト等が提案した評価計画書原案とそれに対するプロジェクト評価委員会の意見

を踏まえて「評価計画書」を作成し、それに基づいて評価を実施する。

外部評価委員会は、国立天文台外の研究者あるいは職員からなる外部委員により構成する。外部評価委員会はプロジェクト評価委員会の外部委員1名以上および海外機関の研究者あるいは職員を2名以上含むとする。

(3)外部評価コーディネータ（世話人）

外部評価コーディネータは、国立天文台の研究者あるいは職員で構成され、外部評価の活動を支援する。プロジェクト評価委員会の内部委員が評価コーディネータとなることも可能である。コーディネータの人数は複数でもよい。外部評価活動の中で、当該プロジェクトの範囲を超えて、国立天文台全体の活動に関する質問も想定されることから、コーディネータの中に、当該プロジェクトまたはセンター／研究部の担当執行部も加わるようにする。

なお、外部評価委員会の開催から評価報告書の作成に至る事務的支援は、プロジェクト評価委員会事務局（事務室総務課総務係、研究評価支援室）が行う。

6. 評価報告書の取り扱い

外部評価委員会は、評価実施後に評価報告書（案）を作成する。評価報告書（案）は、当該プロジェクトによる事実誤認や意見申し立ての有無等を確認後、プロジェクト評価委員会に提出される。

評価報告書に責任を持つのは、外部評価委員会である。プロジェクト評価委員会は、

評価報告書（案）の内容や記述方法等について審議し，必要に応じて改善のための提言を行うことができる。そのため，評価報告書（案）の報告時には，外部評価委員会委員もしくは評価コーディネータがプロジェクト評価委員会に出席し，意見交換を行う。提言は，外部評価委員会主査に伝達され，その取り扱いは，外部評価委員会で議論する。

また，評価報告書に対するプロジェクト評価委員会としての意見を，同報告書に付随する「意見書」としてまとめる。その際，複数のプロジェクト評価に共通の観点で議論し，提言を意見書に含めることもありえるであろう。最終的には，評価報告書とプロジェクト評価委員会の意見書をあわせて，プロジェクト評価委員会から台長に答申する。

プロジェクト評価委員会での審議を経て最終化された評価報告書および意見書は，台長への答申，運営会議での報告を経て，公開される。

なお，公開された評価報告書を利用する際に，利用者はそれが個別のプロジェクト毎の評価基準に照らして実施された評価であることに留意する必要がある。

参考

「国の研究開発評価に関する大綱的指針，平成 28 年 12 月 21 日，内閣総理大臣決定」²について

この文書は，国費を用いて実施される研究開発の評価について基本的な方針を示しており，その対象は，研究開発プログラムの評価，研究開発課題の評価，研究者等の業績の評価及び研究開発機関等の評価の 4 つである。

この文書では評価の意義を冒頭において以下のようにまとめている。

個々の研究開発のみならず，当該研究開発が関連する政策・施策等について，その目的に照らして，目標，研究開発過程(プロセス)及びそこから生み出される結果，成果や波及効果等が正当に評価され，次の政策・施策等につながることは，研究者の意欲向上につながるだけでなく，組織の長や政策立案者にとっても，政策・施策等をより良く進めることを促進し，さらなる挑戦を促すものである。

こうした評価は，評価に続いて行われるべき意思決定(改善・質の向上や資源配分等)の手段となるものであり，過去を振り返ることや評価対象のランク付けに注力することにとどまるのではなく，改善策や今後の対応などに重点を置くなど，評価結果を，その意思決定を踏まえて実施される政策・施策等に活かしていくものである。

国立天文台における個々のプロジェクトの評価は，この文書でいうところの「研究開発課題の評価」であり，それは，国立天文台の成果の最大化のための意思決定に活かされるものである。一方，研究開発プログラムの評価は，国立天文台全体の外部評価に対応すると考えればよい。

評価の方法については研究開発課題の評価，研究開発プログラムの評価，いずれについても，以下のように述べている。

規模の大きなもの，重要なものや国民的な関心が高いもの等については，外部評価(注11)や第三者評価(注12)を行うことにより評価の信頼性及び客観性を確保することも有

² https://www.meti.go.jp/policy/tech_evaluation/b00/taikotekishishin161221.pdf

効な方法である。

(注 10) 自己評価:研究開発の推進主体が自ら行う評価

(注 11) 外部評価:研究開発の推進主体が選任した外部の専門家による評価

(注 12) 第三者評価:第三者評価機関が自ら、もしくは第三者機関が選任した外部の専門家による評価

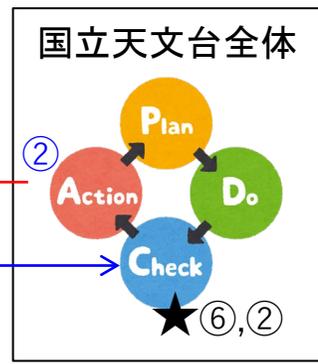
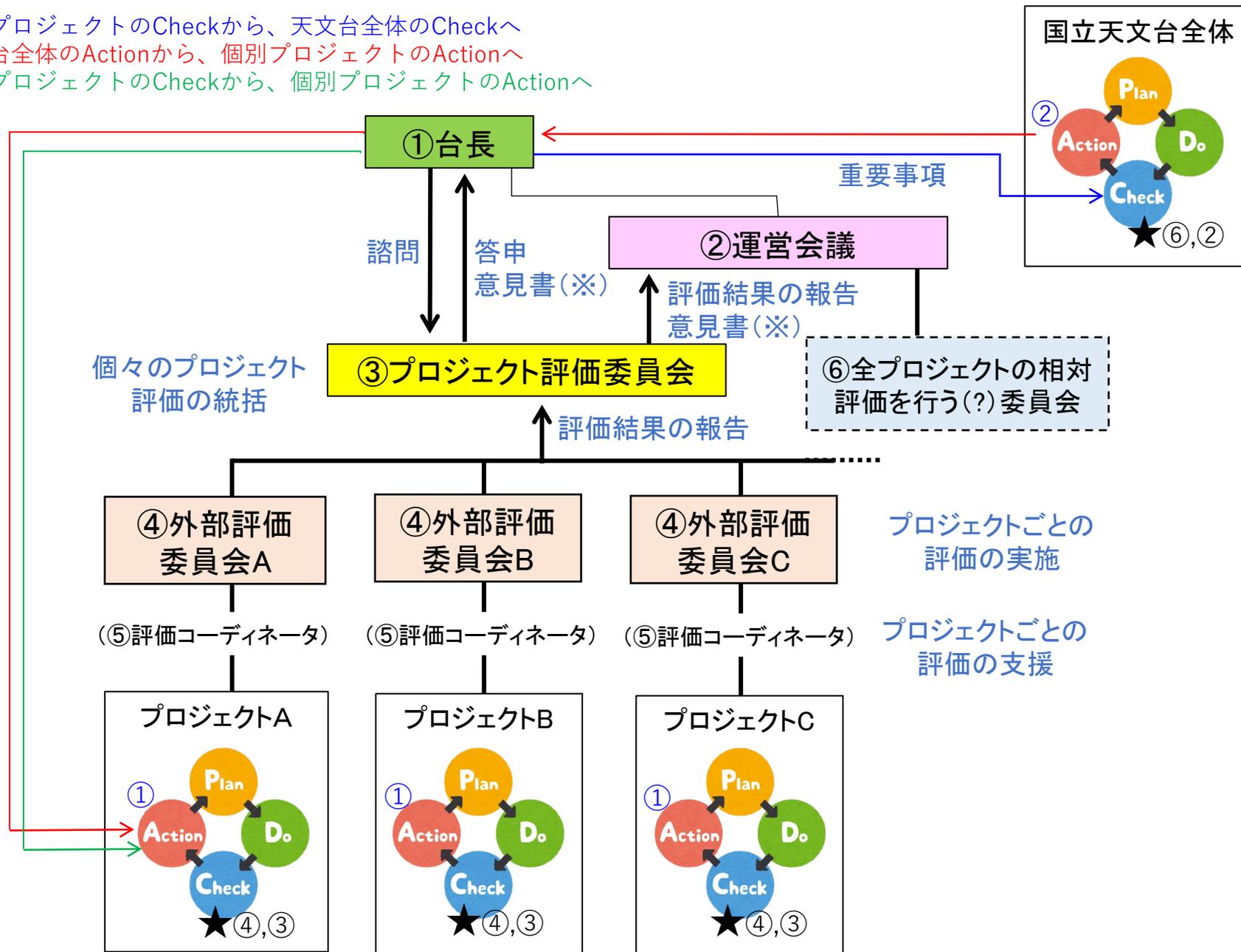
外部評価等については、以下のようにも解説されている。

評価に係るプロセスは「調査分析」→「評価」→「意思決定」の段階を踏むこととなる。「調査分析」はデータの収集・分析や専門家等からの意見の聴取等により、評価のための客観的根拠を集める段階、「評価」は客観的根拠をもとに評価をとりまとめる段階、「意思決定」は「評価」の結果を踏まえて、次の行動を決定する段階である。

これらの段階の全てを評価の実施主体が行う場合が「自己評価」であり、「評価」の段階について、外部の専門家に委ねるものが「外部評価」、第三者評価機関に委ねるものが「第三者評価」となる。

●プロジェクト評価の議論におけるステークホルダ関係図 ver. 20230623

青線：個別プロジェクトのCheckから、天文台全体のCheckへ
 赤線：天文台全体のActionから、個別プロジェクトのActionへ
 緑線：個別プロジェクトのCheckから、個別プロジェクトのActionへ



プロジェクトごとのCを受け、天文台全体のAを決める。これに基づき、プロジェクトごとのAを決めて、各プロジェクトに戻す。

- ②③ 台外委員(各コミュニティからの推薦者)を過半数含む
- ④ 台外委員のみで構成 (プロジェクト評価委員会の台外委員を1名以上、海外機関有識者を2名以上含む)
- ⑤ 台内者のみで構成 (プロジェクト評価委員会の台内委員など複数名。当該プロジェクトの担当執行部も加わる。)
- ⑥ 本来は運営会議が担う役割 (必要なら委員会を設置する。検討後、本図を再度整理する。)
- (※) ③より、委員会としての見識による意見書を出すことができる

R3年度 プロジェクト評価のフロー (ver.2021.7.15)

